

○ニセコ町再生可能エネルギー事業の適正な促進に関する条例施行規則（素案）

令和 年 月 日

規則第 号

（趣旨）

第1条 この規則は、ニセコ町再生可能エネルギー事業の適正な促進に関する条例（令和○年ニセコ町条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 条例第2条第1号の規則で定めるエネルギーは、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成21年法律第72号）第2条第3項に規定する非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用できると認められるもので、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成21年政令第222号）第4条各号に規定されているもののうち次に掲げるエネルギーのほか、エネルギーとして永続的に利用することができるものとして町長が認めるものとする。

- （1） 太陽光
- （2） 風力
- （3） 水力
- （4） 地熱
- （5） 太陽熱
- （6） バイオマス（動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの）

2 条例第2条第6号の規則で定める町民等は、次に掲げる者をいう。

- （1） 事業区域に隣接する土地及び建築物の所有者及び占有者
- （2） 事業区域の属する自治会の町民
- （3） 事業区域の属する自治会と隣接する自治会の町民であって、再生可能エネルギー事業の影響が懸念されるものとして町長が認めるもの

（届出）

第3条 条例第10条第1項の規則で定める者は、10キロワット以上の定格出力をもつ再生可能エネルギー設備（建物の屋根、屋上及び壁面に設置するもの並びに家庭用のものを除く。）を設置しようとする事業者とする。ただし、定格出力が10キロワット未満の再生可能エネルギー設備であっても、同一事業者が当該事業区域に隣接して一団となる再生可能エネルギー設備を設置しようとする場合において、その定格出力が合算して10キロワット以上となるときは、当該設備を設置しようとする事業者を含むものとする。

2 条例第10条第1項の規定による届出は、再生可能エネルギー事業届出書（様式第1号）及び再生可能エネルギー事業計画書（様式第2号）に次の書類を添えて行うものとする。

- （1） 事業区域内の土地に係る登記事項証明書、賃貸借契約書その他の土地の権利関

係が分かる書類の写し

(2) ニセコ町景観条例（平成16年ニセコ町条例第14号）第28条に規定する開発事業に該当する再生可能エネルギー設備を設置する場合は、同条例第33条第1項の規定に基づく町の通知書の写し

3 条例第10条第1項の規定による届出は、再生可能エネルギー設備設置計画の初期段階（法令に基づく認定、許認可等の申請又は届出の手続を行う前その他再生可能エネルギー設備の設置に係る各種申請、届出及び契約等の前をいう。）に行わなければならない。

4 条例第10条第2項の規定による公表は、町ホームページにおける掲載その他適当と認められる方法により行うものとする。

5 条例第10条第3項の規定による届出は、再生可能エネルギー事業変更届出書（様式第3号）に第2項各号に定める書類のうち変更に係る書類を添えて行うものとする。

（事前協議）

第4条 条例第11条第1項の規定による協議は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 環境への負荷を低減するために事業者が行う取組

(2) 環境への負荷を低減するための組織体制

(3) 前2号の公表の方法

(4) その他町長が必要と認める事項

（説明会の開催）

第5条 条例第12条第3項の規定による報告は、説明会開催結果報告書（様式第4号）に次の書類を添えて行うものとする。

(1) 説明会の出席者名簿

(2) 説明会の際に配布した資料

(3) 説明会の開催状況が分かる写真

（協定の締結）

第6条 条例第13条第1項の規定による協定においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 再生可能エネルギー設備の維持管理に関する事項

(2) 落雷、浸水、防風、大雨、大雪、地震等により再生可能エネルギー設備が破損した場合の措置に関する事項

(3) 再生可能エネルギー事業の廃止後の当該再生可能エネルギー設備の撤去その他の措置に関する事項

(4) その他町長が必要と認める事項

（工事完了の届出）

第7条 条例第14条第1項の規定による届出は、工事完了届出書（様式第5号）に次の書類を添えて行うものとする。

(1) 工事の状況が分かる写真

(2) 条例第11条の届出を行った後に、関係法令及び条例等に基づき許認可等を受けた場合は、当該許認可等を証する書類の写し

2 条例第 14 条第 2 項の規定による通知は、工事完了確認結果通知書（様式第 6 号）により行うものとする。

（維持管理に関する報告等）

第 8 条 条例第 15 条第 2 項の規定による報告は、再生可能エネルギー設備運用状況等報告書（様式第 7 号）に、再生可能エネルギー設備及び事業区域内の状況が確認できる写真を添えて、翌年度の 6 月末日までに行うものとする。

（再生可能エネルギー事業の承継）

第 9 条 条例第 16 条の規定による届出は、再生可能エネルギー事業承継届出書（様式第 8 号）により行うものとする。

（再生可能エネルギー事業廃止の届出等）

第 10 条 条例第 17 条第 1 項の規定による届出は、再生可能エネルギー事業廃止届（様式第 9 号）により行うものとする。

2 条例第 17 条第 2 項の規定による届出は、再生可能エネルギー事業廃止完了届出書（様式第 10 号）に次の書類を添えて、当該再生可能エネルギー事業の廃止が完了した日から 30 日以内に行うものとする。ただし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成 24 年経済産業省令第 46 号）第 11 条第 1 項の規定による届出を行う事業者にあつては、当該届出が担当経済産業局に受理された日から 30 日以内に届け出るものとする。

（1）再生可能エネルギー設備の撤去の状況が分かる写真

（2）電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成 24 年経済産業省令第 46 号）第 11 条第 1 項の規定による届出を行う事業者にあつては、担当経済産業局に提出し、受理された「再生可能エネルギー発電事業廃止届出書」の写し

（身分証明書）

第 11 条 条例第 19 条第 2 項の規定による証明書は、身分証明書（様式第 11 号）とする。

（公表）

第 12 条 条例第 21 条第 1 項の規定による公表は、第 3 条第 4 項の規定を準用する。

（地域振興型再生可能エネルギー事業の認定）

第 13 条 条例第 22 条第 2 項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とし、同項の事業計画は、地域振興型再生可能エネルギー事業計画書（様式第 12 号）により作成するものとする。

（1）事業者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地。）

（2）事業区域の所在地及び面積

（3）設置する再生可能エネルギー設備

（4）認定基準の充足に関する説明

（5）その他町長が必要と認める事項

2 条例第 22 条第 2 項の規定による事業計画の提出は、当該事業計画の初期段階（法令に基づく認定、許認可等の申請又は届出の手続を行う前その他設置に係る各種申請、

届出及び契約等の前をいう。)に行わなければならない。

#### 附則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。